三 農 振 第 404 号 令 和 6 年 3 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名(市町村コード)		兵庫県三木市
		(28215)
地域名 (地域内農業集落名)		久留美地区
		(跡部)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年2月6日
		(第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の大部分を6件の農家で担っており、農業者の年齢も60代後半から70代と高齢の割合が高い。10年先までは現状で維持することは可能であるが、それ以降の見通しが立っていない。 また、6件の農家のうち、3件は後継者の見通しがたっておらず、後継者不足にも課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。 今後集落内の農業者の高齢化が進む中、担い手の確保も難しく、持続可能な農業を維持するため、集落営農組 合の立ち上げの検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

٠,		
	区域内の農用地等面積	9.20 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.51 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項	頁】 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域には該当しないが、現に耕作している農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	状況把握に努め、担い手への集約を図る。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	今後10年程度は耕作者が現状で農地管理を維持できる見通しであるが、規模縮小や離農の意向がある場合は 早めに意見を集約しマッチングを実施する。 				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	機械が入り、耕作しやすい農地へ整備し担い手へ集積する。国、県の事業活用も検討する。				
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	地域のみではなく、周辺地域や関係機関と一緒に取り組んで行く必要がある。集落内での後継者は半数になる				
見通しのため、新規就農者の受け入れや集落営農等の設立も視野に進める必要がある。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	現在のところ未定				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	①地域による鳥獣被害対策として電柵、ワイヤーメッシュの設置、点検を定期的に実施する。 ⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取組、集落内の農地の保全・管理を共同で行い、農業用施設(水路・ 農道)の維持管理を実施する。				